

第 3 号議案

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例（平成 27 年亀岡市条例第 29 号）の一部を改正する条
例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例（平成 27 年亀岡市条例第 29 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人

人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項を削り、9の項を6の項とし、10の項を削り、11の項を7の項とし、12の項から15の項までを4項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

12 市長	亀岡市こども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）により実施する事務で規則に定めるもの
-------	--

別表第2の1の項中「法別表第2に規定する地方税関係情報をいう」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう」に、「同表に規定する医療保険給付関係情報をいう」を「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう」に改め、同表2の項中「法別表第2に規定する障害者関係情報をいう」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう」に改め、同表3の項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう」に、「同表に規定する児童扶養手当関係情報をいう」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう」に、「同表に規定する介護保険給付等関係情報をい

う」を「介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう」に改め、同表中４の項を削り、５の項を４の項とし、６の項から８の項までを削り、９の項を５の項とし、１０の項を削り、１１の項を６の項とし、１２の項から１５の項までを５項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

11 市長	亀岡市こども医療費助成条例により実施する事務で規則に定めるもの	医療保険給付関係情報で規則に定めるもの
-------	---------------------------------	---------------------

別表第３の１の項中「（昭和２５年法律第１４４号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の市の独自利用事務について整備すること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。